

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	川並 (五個荘川並町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の田の耕作に於いては、農業法人及び認定農業者により全ての田の耕作について、生産調整に基づき管理しており、道路、用排水路や圃場整備も積極的に取り組みを行っているところである。しかしながら作業従事者の高齢化に伴う労力の低下、天候不順による生産の不安定等で安定した経営が困難であり、且つ農業機械の更新も厳しい状況ではあるが、法人構成員の世代交代、認定農業者の後継者育成に努め現状維持を図っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

生産工程に於いては法人、認定農業者間で管理圃場の集積を協議し互いの生産効率の向上、及び品質向上に向けた取り組みを進めている。現状は環境こだわり栽培を中心に関係機関と連携し栽培を継続しているが、一層の気候変動等に対応した栽培管理に努め、転作作物も麦・大豆の栽培管理は基より年間を通じた野菜の栽培管理が出来るよう、地域内での労働力確保を推進しつつ関係機関や、周辺集落との共同化も視野に入れて進めて行きたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
お互いの栽培面積を維持しつつ、用排水路、道路、条里を鑑み集積、団地化を進める。 現在3年後に大幅な集積、団地化に向け協議を進めている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基本的には中間管理機構の利用を推進するが、白地の市街化調整区域内の圃場については現状の小作契約を継続する。
(3)基盤整備事業への取組方針
3の(1)で今後大幅な集積、団地化が進めば地主と協議し区画拡大で作業効率を向上させる考えである。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人、認定農業者の家族に後継者として継承して貰うのは理想ではあるが、地区内での労働力確保が必須と考える。特に農業機械オペレーターについては大型特殊免許取得に関する費用負担も視野に入れ取り組みを進めている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状、栽培管理指導や作物の出荷はJAを中心に行っている。また、野菜や転作物関係に於いても作業機械の借用、大豆刈取作業委託を行っている。今後は逆に作業受託も視野に機械の導入、オペレーターの育成に努める計画である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--